

## はしがき

日本企業は自社の知財戦略を日本市場に限定せず、グローバルに展開される国際競争に対応させる必要がある。本書はこの視点から知財（知的財産権）と主要国競争法（独禁法と反トラスト法を含む）が交錯する領域を説明し、中でも、技術標準化／パテントプールと知財ライセンス（知財利用許諾）に焦点を当てて分析している。

企業の競争制限行為を規制する競争法（日本と中国では独禁法、米国は反トラスト法）は、談合・カルテルの規制にとどまらず、企業合併を阻止することがあり、またグーグルやマイクロソフトについての近年の事件のように、有力企業が新興企業を妨害する行為を規制している。米国・欧州連合（EU）・日本だけでなく中国を始めとする有力国も競争法を制定した。企業間競争はますますグローバルに展開されている。競争法は国内法であると共に国際ビジネス活動を規制する国際取引法としての重要性を高めている。

他方、特許（パテント）は、ハイテク、情報技術（IT）あるいはバイオテクノロジー産業等におけるイノベーションをもたらすアイデアに国が排他権を付与するものである。特許権を活用することにより企業は競争上の優位性を獲得できる。特許と同様の排他権を発明・創作に対して付与する制度の総称が「知的財産権（知財）」である。特許以外でビジネスにとって特に重要な知財は著作権そして営業秘密である。

本書の読者として知財そして競争法・独禁法の知識を有しないビジネスマンとエンジニアを想定している。知財と競争法の境界領域を説明する前提として本書は、知財制度については特許を中心として、米国 EU 日本の基本基準を説明し、競争法・独禁法については規制基準を基本にさかのぼってわかりやすく説明している。直感的に理解できるように図表を多く用いている。ただし本書はハウツウ的知識にとどまる解説書ではない。企業実務に役立てるため、最先端分野に踏み込んだ解説をしている。

日本の競争法である独禁法についてほとんどのビジネスマンはある程度理解している。しかし、日本の独禁法（その執行機関の公正取引委員会）に対応して

も、その有用性は日本国内での製造販売に限定される。知財の大部分、中でも特許は技術（テクノロジー）を対象としており、技術を活用する産業——ハイテク産業、中でも情報技術（IT）産業——は、競争がグローバルに展開されている。日本の中小企業であっても、活躍の場は世界全体である。本書は日本のハイテク企業が世界に進出している状況に対応して、日本企業にとって最も重要な4ヵ国・地域（日本・米国・EU・中国）の競争法と知財の関係を説明している。

日本企業の進出先としては米国とEUが圧倒的に重要な存在だった。しかし、中国が世界第2の経済大国に躍進し、中国市場が日本企業にとって米国に匹敵する重要市場となった。中国は2007年に競争法（中国独禁法）を新設し、適用を活発化してきている。特に特許ライセンスを中心とする技術関係の競争制限に対する規制が活発である。本書は中国独禁法についても解説している。

知財に関する企業行為に対する競争法適用は、伝統的に知財ライセンスに集中していた。知財権者が他社に知財をライセンス（利用許諾）する際に実施地域などを制限することが通常なので、ライセンス条項の競争法違反の有無が問題とされてきた。知財ライセンスに対する競争法適用はビジネスに深刻な影響を及ぼす。日米EU中国の競争・独禁当局は競争法適用についての「知財ガイドライン」を公表し、企業のコンプライアンス指針としてきている。本書は日本の公取委による最新（2016年）知財ガイドライン重要改定を説明しており、さらに米国と中国当局が最近（2016年、2017年）に相次いで発表した新しい知財ガイドライン（中国は案）を解説している。

近年には知財ライセンス以外の領域にも競争法適用が拡大してきている。その代表が技術標準を形成するための企業間協調に対する競争法適用である。技術標準化は、企業のビジネス戦略「標準化」の核心を構成する。欧米企業は、一社にとどまる閉鎖的な製品規格や経営方法から脱却して、業界共通の標準的（汎用）規格と方法を用いることにより、経営効率化を実現してきている。

標準化・汎用化は、技術と経営方法がグローバル標準化するのに伴い、国内企業が世界市場に進出するための必須条件となった。ところが日本企業は「ガラパゴス化」といわれるように、標準化において欧米企業に遅れをとっている。日本企業が標準化への対応を進めるにつれ、標準化行動に競争法が適用さ

れるリスクに対応する必要がある。その対応策を本書は示している。

本書執筆のきっかけは著者の2回にわたる在米研究——2009年度フルブライト奨学金研究員（ジョージワシントン大学）、2012年度関西大学在外研究員（カリフォルニア大バークレー校客員研究員）——である。「知財と反トラスト法・競争法」をテーマとして米国の学者と交流し、研究した成果を帰国後に発展させ、本書にまとめた（本書は2017年1月時点の状況を反映している）。在米研究を可能にいただいたフルブライト財団そして関西大学に感謝を申し上げる。また、帰国後、「競争法研究協会」の伊従寛名誉会長と矢部丈太郎会長、そして「日本ライセンス協会」理事の小林和弘先生（大江橋法律事務所）より、本書テーマについて講演する機会を数度にわたっていただいたことが本書につながった。厚い感謝の念を申し上げたい。最後に、法律文化社の梶原有美子さんには、ゆきとどいた編集をしていただき、たいへんお世話になりました。心から御礼申し上げます。

2017年2月

滝川 敏明